

公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）の規定に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和6年8月8日

長野県企業局水道事業課長

1 業務の概要

(1) 業務名

令和6年度 AI技術を活用した管路劣化診断業務

(2) 業務の目的

AI技術を用いて管路の劣化状況を診断し、今後の効率的な管路更新及び維持管理の推進に資する成果を得ることを目的とする。

(3) 業務内容

AI技術を活用した管路劣化状況診断、診断結果のとりまとめ

(4) 仕様等

別添特記仕様書（案）のとおりに

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

ア 業務体制

イ 管路劣化診断についての考え方

ウ 診断結果のとりまとめについての考え方

エ 個人情報保護についての考え方

オ その他の業務提案

カ 見積書及び積算内訳書

(6) 業務の実施場所

管内一円

(7) 履行期間

契約の翌日から令和7年3月14日まで

(8) 費用の上限額

6,600,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）の「その他の契約」の等級がAまたはBに区分されている者であること。
- (3) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）の規定に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）の規定に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (5) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (6) 情報セキュリティ管理について、ISMS（ISO/IEC 27001又はJISQ27001）又はプライバシーマーク（JIS Q15001）の認証取得を有する者であること。
- (7) 公告の日から過去5年間に、給水人口10万人以上の水道事業者が発注する、AI技術を用いて管路の劣化状況を診断・予測する業務を履行した実績を有する者であること。

### 3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5) ア）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

#### (1) 参加申込書の作成様式

様式第1号による。

#### (2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第1号の附表による。

#### (3) 参加申込書記載上の留意事項

同種又は類似の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。

#### (4) 担当課・問合せ先

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2 7階

長野県企業局水道事業課

電話 026-235-7381

FAX 026-235-7388

E-mail kigyo-suido@pref.nagano.lg.jp

#### (5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

##### ア 提出期限

令和6年8月26日（月） 午後3時

##### イ 提出先

3(4)に同じ。（メールも同様）

##### ウ 提出方法

持参、郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに長野県企業局水道事業課に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限り、郵送又はメールで提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当課に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

ア 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6(5)ア）の3日前までに、書面により長野県企業局水道事業課長から通知します。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により長野県企業局水道事業課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

ウ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

エ 非該当理由の説明請求の受付

(ア) 受付場所 3(4)に同じ。

(イ) 受付時間 上記イの期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

ア 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

イ 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

説明会は開催しません。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

(1) 受付場所 3(4)に同じ。

(2) 受付期限 令和6年9月4日(水)まで

(3) 受付時間 午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(4) 受付方法 業務等質問書（様式第2号）をメールにより提出するものとします。

なお、提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(5) 回答方法 長野県企業局水道事業課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和6年9月10日(火)までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 企画提案書表紙の作成様式

正本及び電子データの表紙は様式第4号とし、副本の表紙は様式第5号により作成してく

ださい。

(2) 企画提案書の作成様式

様式第6号により作成してください。

(3) 企画提案書記載上の留意事項

ア 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。

また、経費の合計額は1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

イ 副本の表紙及び企画提案書には提案者を特定又は類推できる記載及び表現を用いないでください。

ウ その他体裁等については、様式第6号の注意事項のとおりです。

(4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付期限 令和6年9月4日(水)まで

ウ 受付時間 午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

エ 受付方法 業務等質問書(様式第2号)をメールにより提出するものとします。

なお、提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

オ 回答方法 令和6年9月10日(火)までに長野県公式ホームページで公表します。

ただし、企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対してはメールにより回答します。

(5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

ア 提出期限

令和6年9月17日(火)(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)

イ 提出先

3(4)に同じ。

ウ 提出部数

正本1部、副本9部及び電子データ(PDF)1部

エ 提出方法

紙の企画提案書については持参又は郵送とします。電子データの企画提案書についてはメールとし、データサイズが受信容量制限(10MB)を超える場合は担当課が指定する外部サービスにより送信してください。

ただし、郵送又は外部サービスの場合は提出期限までに長野県企業局水道事業課に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限り、持参以外の方法で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

なお、企画提案書提出後の訂正及び差し替えは認めません。

(6) 企画提案の選定基準

別添選定基準書によります。

(7) 企画提案の選定の方法

ア 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。

イ 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。

ウ プレゼンテーションの実施方法

(ア) 日時及び場所

令和6年9月19日(木) 企業局会議室(担当課フロア内)

開始時間及び場所の詳細は、企画提案書提出後、メールにより通知します。

(イ) 所要時間

プレゼンテーションは15分以内とし、審査委員による質疑を15分程度行います。

(ウ) 実施方法

説明は、電子機器等を用いて行うことができます。

その場合、モニター及びHDMIケーブル以外の機材は説明者が用意してください。

(エ) 参加者

出席者は4名以内とし、企画提案の内容を熟知している者としします。

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

ア 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により長野県企業局水道事業課長から通知します。

イ 上記ア以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由(以下「非選定理由」という。)を見積業者非選定通知書により長野県企業局水道事業課長から通知します。

ウ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書及び企画提案評価会議評価書を長野県公式ホームページに掲載するとともに、長野県企業局水道事業課において閲覧に供します。

(9) 非選定理由に関する事項

ア (8)イの見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により長野県企業局水道事業課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

イ 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内(土曜日、日曜日及び休日は除く。)に書面により回答します。

ウ 非選定理由の説明請求の受付

(ア) 受付場所 3(4)に同じ。

(イ) 受付時間 上記アの期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(10) その他の留意事項

ア 企画提案書は複数種類提出することはできません。

イ 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

ウ 提出された企画提案書は、返却しません。

エ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

オ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

カ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

## 7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

## 8 見積書の提出

(1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メールによる場合は該当日の午後5時までに）に、見積書（様式第7号）を指定された方法により長野県企業局水道事業課長に提出するものとします。

(2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。

(3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。

(4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

## 9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、長野県企業局水道事業課において閲覧に供します。

## 10 その他

(1) 契約書作成の要否

必要とします。

(2) 関連情報を入手するための窓口

3(4)に同じ。

(3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。

(4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。